

## 辞典に見る日・中の国柄（3）

夏 剛<sup>i</sup>

本論文は日本と中国の権威有る国語辞書の語釈・用例等に対する分析を通じて、両国の社会・歴史・思考様式・行動様式等の共通点と相違点を比較する。第1・2部分は『立命館国際研究』第28巻第3・4号（2016年2月・3月）に掲載されており、第3部分は「帝国」「天皇」「近代」「現代」を例に、明治の儒教・仏教並立の時代精神を指摘し、日本の辞書の史観の多様性と個性の豊かさ、表現の曖昧さに注目し、「百家争鳴」「造反有理」等の項目から日本の辞書に多々有る中国語の影響と毛沢東時代の投影を見付け出す。

キーワード：国民性、中国、日本、辞書、言語、社会、歴史、毛沢東時代

### 儒・仏拮抗，王・威並行の明治精神と 「老大国」中国の烙印の交錯

『日本国語大辞典』の【法治国】の最初の用例と為る評論随想集『一年有半』の1文は、「其法治国と為し、軍国と為すと同時に、経済国と為すの眼孔無かりし也」と言う。刊行の年に他界した著者は渡仏（1871～74）後に仏学塾を開き民権論を唱え、自由党の創設（1890）に参画し党機関紙『自由新聞』の主筆を務めた思想家である。作家・啓蒙思想家ルソーの『社会契約論』（1762）と同じ仏蘭西の報道人・思想家ペロンの『美学』（1878）を翻訳した（仏学塾1882年刊『民約訳解』、文部省編輯局1883～84年刊『維氏美学』[上・下]）等、中江兆民は同時代の西欧の新しい思想・学説への傾倒が見られるが、「経済国と為すの眼孔無かりし也」の漢文調から中国語の強い影響も窺える。この「の」は『日本国語大辞典』の当該項目（■《格助》/■《終助》）の【語誌】(2)の紹介の通り、「中世中頃、漢文訓読の場から、『あかむ

かざるの記』と書くような用法が成立する。連体形は連体格表示機能を有するから、その下にさらに連体格助詞“の”を用いることは本来あり得ないが、漢文の字面を離れても置字のあることがわかるようにとの配慮から、朱子新注学を奉ずる人々が従来不読の置字であった助字“之”を読んだところから生じたもの」（出处＝小林芳規「『花を見るの記』の言い方の成立考」[『文学論叢――四』]）である。【の】の『欺かざるの記』（詩人・小説家国木田独歩の日記、1893～97）は、正に『一年有半』刊行の年に前編の一部を「独語」の題で芸芸誌『明星』に発表した（前編と後編は死後の1908、09年に佐久良書房、隆文館より出版）ので、日本語は有り得ない用法も許容する程の中国語の烙印を持った儘20世紀に入った訳である。余計な連体格助詞「の」が後に使われなくなったのも脱中国語の動きに算えられるが、『広辞苑』の「【の】（助詞）」にこの用法が無く『日本国語大辞典』でも【語誌】の説明に止まるのも、「国語正常化」（「国交正常化」を振った造語）の結果と見做して可からう。他方、上記解説中の『あかむかざるの記』の一部の漢字（原題中の「欺」）回避は、用例中の「為す」「也」の昨今の仮名表示の一般化よりも

i 立命館大学国際関係学部教授

度を超す「和化」の様に思える。

2点目の用例「国語のため 第二(1903)〈上田万年〉内地雑居に於ける語学問題“法治国としての我日本帝国は〈略〉大和民族が幾千年来構成して来りし”も、中国語と同じ「幾千年来」や「我日本帝国」を「法治国」と称した処に明治の時代精神を感じさせるが、国語辞書に雑居している言葉の交錯で浮上した「帝国=法治国」や「軍国・法治国」の並列を掘り下げたい。前者の背景として「大日本帝国憲法」の制定(1889年2月11日公布、翌年11月29日実施)等が思い当たり、日本は近代立憲主義に基づく初の憲法に由って確かに法治の建前を取る国家と成った。日清戦争で激突した大日本帝国と大清帝国(又「大清国」)の共通の「帝国」は、『広辞苑』では「①(empire) 皇帝の統治する国家。②大日本帝国の略」と定義され、『日本国語大辞典』の「■(名) (オラ Keizerdom 英 empire の訳語) 皇帝の統治する国家。■ “だいにっぽんていこく(大日本帝国)の略”も実質的には同じである。①の用例(3点)は「訳鍵(1810)“Keizerdom 王民, 帝国, 王威”」で始まり、②の2点の初出は「開院式の勅語-明治二三年(1890)一月二九日“我か帝国の光烈と、我か臣民の忠良にして、勇進なる気性をして”」である。語誌に拠ると、『訳鍵』に次いで『英和对訳袖珍辞書』(1862)に見られ英語 empire の訳語として成立するが、後に国家主義の台頭と共に●の意で用いられる様に成り、明治20年代以降は「帝国」を会社名等に冠するものが多く現れた。元より和製語義なので自国の美称「大日本」に付き全称の略と為るのも自然な成り行きと言えるが、この語義は輸出先の中国で今や幾重にも複雑な意味が持たれている。

『漢語大詞典』の【帝国】の②「猶京都」(首都に同じ)は古語(出典=「宋周邦彦《看花回》詞二」)であるが、①「由帝王控制, 実行君主制の国家」(帝王が統御し、君主制を採用する国)は、唯一の用例「譚作民《丁未黄海舟中感賦》」は日本語の初出より97年も遅い。続く「後特指実行君主制而擁有殖民地或無君主而恣意向外擴張的国家。如: 羅馬帝国; 英

帝国; 第三帝国」(後に、特に君主制を採用し且つ殖民地を擁する国家、或いは君主が居ないが恣意に對外的に擴張する国家を指す。羅馬帝国, 英帝国, 第3帝国の類)は、来歴が示されていないが第3帝国の出現に由って出来た後者の語義は中国製である。『現代漢語詞典』の語釈は「(一)一般指版図很大或有殖民地的君主国家, 如羅馬帝国, 英帝国。没有帝王而向外擴張的国家, 有时也稱為帝国, 如希特勒統治下的德国叫第三帝国」(二)一般的に、版図が相当大きく或いは殖民地を有する君主国家を指す。例えば羅馬帝国・英帝国。帝王が居ないが對外的に擴張する国家も、帝国と呼ばれる時がある。例えばヒトラー統治下のドイツは第3帝国と言う)である。羅馬帝国の例は『日本国語大辞典』の■の2番目の用例「文明論之概略(1875)〈福沢諭吉〉四・八“羅馬の帝国滅亡したりと雖ども”」と通じるが、君主国家でも版図が小さい又は殖民地を有しないなら対象外とするのは老大国の中国らしい。『現代漢語詞典』に無い「第三帝国」は『広辞苑』では項が設けられている(=[「das Dritte Reich」] ナチス統治下のドイツ [一九三三] の称。中世・近世の神聖ローマ帝国を第一帝国 [一八〇六], 普仏戦争後に統一したドイツ帝国を第二帝国 [一九一八] とし、それに続く帝国の意)が、皇帝の有無に関らず擴張志向の国家を「帝国」と称す数延は日本語では変則の部類に入る。

和蘭語 Keizerdom の当初の訳語群に有った「王威」は一見「帝国」と乖離する様であるが、「王・威」の字・義は『現代漢語詞典』の上記概念規定のキーワード「王の威光。王者の威嚴」と説明され、『日本国語大辞典』の項(語釈=「(名) 帝王の威光, 威嚴。御稜威 [みいつ]」)では、「大鏡(12C前)二・時平」~「平家(13C前)五・朝敵揃」等3点の用例が付く。【王安石】【王維】の間の【王位・皇位】【王威】は前者(同=「帝王の位。帝位。皇位」)が中国語由来(典籍は「書経-召詔“其惟王位, 在德元”」)で、『現代漢語詞典』でも「王位」(wángwèi)と「皇位」(huángwèi)が別々に立項されている(語釈は「(一)

君主的地位」と「**☒**帝主的地位」[「的」=連体格助詞「の」]、用例は俱に「継承〜」。『日本国語大辞典』の上記項目中の漢籍出典が無い「皇位」は、「こう-い【皇位】」の項では「(《名》天皇の位。帝位」と説明され、「続日本紀-天平宝字八年(764)九月二〇日・宣命」～「大日本帝国憲法(明治二二年)(1889)二条」の用例3点が有る。【王位・皇位】の用例(5点)も同一文献の別の文章が初出と為るが、唯一二語併記の4点目「文明本節用集(室町中)“皇位 ワウイ 又王位”」の後は、近代以降の使用頻度の低下を思わせる「易林本節用集(1597)“王位 ワウキ”」である。『広辞苑』の「こう-い<sup>ウキ</sup>【皇位】」は「帝位」抜き「天皇の地位」の1義しか無く、【皇威】も本国専用の「天皇の威光。みいつ」の意である。『日本国語大辞典』の後者の語釈は「(《名》天皇の威光。皇帝の威勢。御稜威(みいつ)」と言い、他国の皇帝にも適用しそうな感じが有るにも関わらず和製漢語扱いに成る。見過ごされた中国語の由来は『漢語大詞典』の【皇威】②「指皇帝的威力」(皇帝の威力を指す)で、「漢陳琳《檄吳將校部局文》」等3点の出典が有る。①「猶大懼。皇。通“惶”」(大きな恐懼に同じ。皇は「惶」に通じる)も『逸周書・嘗麦』等2点が付く古語であるが、この語義に続いて②も辛亥革命(1911)に由る帝政崩壊と連動して封建時代の遺物と化した。

『日本国語大辞典』の【皇威】の用例(3点)は、「古今著聞集(1254)一・五“皇威も法威もめでたかりけるかな”」で始まり、「体源抄由来(1965)〈唐木順三〉一“あの時代にはなほ皇統にかかはる名分があり、兵どもは皇威によって働いた”」まで有る。初出で「皇威」と並んだ和製漢語「法威」は「(《名》仏語。仏法の威力。教法の勢威)で、上記と同一の文に次ぐ3点の用例は「日葡辞書(1603-04)“Fo-i(ホウイ)。ノリノイセイ〈訳〉教法の効力、つまり、威力”」で終る。江戸の暁に刊されたこの辞書の後の用例が出ないのは「皇高法低」の加速に合致するが、『広辞苑』の語釈「仏法の威力」に就く用例「太平記一二“一盛んにして、天帝力を得、魔障弱くし

て、修羅勢を失へり”」と、『日本国語大辞典』の後ろから2番目の「太平記(14C後)一二・大内裏造管事“法威(ほふい)を以て神の忿を宥申さるべしとて、法性坊の贈僧正を召被る”」と共に、中国で凡そ想像が付かない様な仏教の古来の影響の大きさを物語っている。『日本国語大辞典』の【法威】の語釈中の「教法」の当該項目は、「(《名》☐(クウ)(古くは“きょうぼう”)仏語。仏の教え。また、特に、釈迦[しゃか]の説いた教え。☐(クウ)教えを説く方法。教え方。教育。また、学問や宗教などの教え」の両義で、其々「大宝積経-六」「周礼-地官・郷大夫」がと為る。☐は「観智院本三宝絵(984)中」～「日葡辞書(1603-04)」の4点、「童子問(1707)中・七三」～「西洋事情(1866-70)〈福沢諭吉〉初・三」等4点の用例が有るが、『広辞苑』では「(古くはキョウボウ)仏の教え。釈尊の説いた教え。宗門の教義」の意しか無い。明治初頭まで使われた☐が消え700年余りも前に成立した☐が残る事は、儒教に匹敵する仏教の浸透の結果と見れば日本語に於ける「礼教」の不在への理解に役立つ。

『日本国語大辞典』の【皇威】の最後の用例は昭和40年から歴史を振り返る内容で、「あの時代にはなほ皇統にかかはる名分があり、兵どもは皇威によって働いた」と言う。「皇統」は同辞書で「(《名》①天皇の血統。天皇の血筋をひく人。皇系。大統。②天皇が国を統治すること」と説明され、①は「後漢書-鄧訓伝」の典籍と「続日本紀-天平神護元年(763)八月庚申」等3点の用例が有り、②は「太平記(14C後)一八・先帝潜幸芳野事」等2点の用例が有る。後者の2点目「日葡辞書(1603-04)“Quōtō(クウウトウ)〈訳〉帝王がその国を平和に公平に統治すること」は、2つの副詞に窺える王道志向は江戸の黎明期らしいかも知れないが、漢語的な「主語+述語」構造と為るこの語義は和製であるにも関わらず、「天皇の血統」の1義とする『広辞苑』では生きていない。同辞書の【天皇】は「①皇帝・天子の敬称。②明治憲法では、大日本帝国の元首。日本国憲法では、日本国および日本国民統合の象徴

とされ、国家的儀礼としての国事行為のみ行い、国政に関する機能は持たない。男系の男子がこの地位を継承する。古くは“すめらみこと”“すめろき”“すべらぎ”などと呼んだ<sup>1)</sup>の両義であるが、関連項目の【天皇旗】【天皇機関説】【天皇賞】【天皇制】【天皇誕生日】【天皇杯】【天皇陛下】、乃至【皇統譜】等の中の「天皇」は**全て日本の帝を指す専用名詞**である。『日本国語大辞典』の【天皇】の「(名) (“てんおう”の連声 [れんじょう]) ①一国を統治する天子。国王、皇帝などに相当する呼称。すめらみこと。みかど。②(近代日本における天皇) 旧憲法では国家の元首とされ、統治権を総攬(そうらん)し、絶対的な地位を有し神聖不可侵とされた。新憲法では日本国および日本国民統合の象徴とされ、国事に関する行為だけを行ない、その地位は主権者である国民の総意に基づくとされる。皇室典範の定めにより皇統に属する男系の男子がこの地位を継承する」は、漢籍の「旧唐書-高宗紀・下 “皇帝, 称\_天皇\_”」が付く前者には「令義解(718) 儀制・天子条」～「日誌字解(1869) <岩崎茂実>」の用例5点、「純和色」の後者には「大日本帝国憲法(1889) 四条」「日本国憲法(1946) 一条」の文言が引かれている。②は両憲法の規定に跨る概念で「皇室典範」も旧・新(1889, 1947)の両方が有るので、語釈の冒頭の「近代」の限定より「近・現代」と併記した方が好かろうとも思われるが、『現代漢語詞典』との比較でも**重要な両国の「近代」「現代」の範疇に目を向けたい。**

### 「近代/現代」等の定義に現れる日本の両辞書の曖昧さと史観の多様性

同辞書の【近代】の説明は、「(名) ①現代に近い時代。ちかごろ。このごろ。現代。当世。②歴史の時代区分の一つ。広義には近世と同義に用いられるが、普通には古代、中世の後の狭義の近世につづく時期で、封建制社会の後の資本主義社会をさす。日本の場合、幕藩体制の崩壊した明治維新(一八六八年)から太平洋戦争の終結(一九四五年)までをい

うのが通説」である。①は「続日本紀-和銅元年(708) 二月戊寅」～「MENSURA ZOILI (1917) <芥川龍之介>」の用例6点が有り、②は用例が無く「補注『幻影の盾』<夏目漱石>には“遠き世の物語である。<略> 今代の話してではない”の例がある」が付いている。「現代に近い」としながら「現代」を対義語ならぬ近義語に挙げたのは整合性に疑問が生じるが、【現代】の語釈は「(名) ①現在の世。今の世。当世。②歴史の時代区分の一つ。日本では第二次世界大戦終結後の時代。広義には明治維新以後をさすこともある。東洋史では辛亥革命以後の時代。西洋史では第一次世界大戦終結後の時代」である。用例は①の「風俗画報-一六五号(1898) 人事門」～「見知らぬ人(1936) <真船豊>」の3点のみで、②は【近代】の対応する語義と同じく来歴が不明で和製の根拠も提示されていない。一方、【近代史】は語釈の「(名) 明治維新(一八六八年)以後の歴史。ヨーロッパでは、普通、フランス革命(一七八九年)以後の歴史をいう」と、「現代日用新語辞典(1920) <小林鶯里>」の用例とから成り、その書名に①の意で登場した「現代」を含む【現代史】は、「(名) 近代より以後の人間が、自分たちと同時代のものだと意識している歴史。現在では一般に第二次世界大戦(一九三九～四五)以後の歴史。世界史ではソビエト同盟の成立(一九一七)以後の歴史をさすことがある」と解説され、用例は戦後初頭の「幸木(1948) <半田良平> 昭和一八年」である。明治維新を起点とする【近代】②の通説と重なる【現代】②の広義には困惑を覚え、東洋史、西洋史と世界史の現代の始まり(1911, 17, 18)の違いも**事象の複雑さ**を思わせるが、**国内外の類書と比べれば多様な見解の並存を許容する思想の自由も感じられる。**

『広辞苑』の【近代】の①は「今に近い時代。近ごろ」で、用例の「一秀歌」は『日本国語大辞典』の紹介の通り、「鎌倉前期の歌論書。一卷。藤原定家著。承元三年(一二〇九)成立。源実朝の間に答えた書簡体の書。和歌の歴史を述べた後、古い言葉、新しい感覚で寛平以後の歌にならうことを説き、秀

歌の例を引いたもの。自筆本が残され、定家の歌論中、最も信頼性が高い。」用例に古典を随所使う『広辞苑』の文化的な香りは国民的な人気に相応しいが、「② (modern age) 歴史の時代区分の一つ。広義には近世と同義で、一般には封建制社会のあとをうけた資本主義社会についていう。日本史では明治維新から太平洋戦争の終結までとするのが通説」は、「正統派国民辞書」の条件に挙げられる順当な記述の手本と言えよう。→で参照を指示した【現代】は、「①現在の時代。今の世。当世。②歴史の時代区分の一つで、特に近代と区別して使う語。日本史では太平洋戦争の敗戦以後または保守合同の一九五五年以降、世界史では一九世紀末の帝国主義成り立以後、ロシア革命と第一次世界大戦終結以後、第二次大戦後など、さまざまな区分が行われている」と言う。「敗戦」の明記と「保守合同」（日本民主党・自由党の合同に由る単一保守政党の自由民主党の成立）起点説の提示は、世界史の諸説併記以上にこの項目及び辞書の個性を示している。

『広辞苑』は正しく「55年体制」（保守・革新の2大政党制）発足の年に産声を上げたが、上記の【現代史】の用例中の昭和18年は『明解国語辞典』が大戦の最中に出た年である。その「看板編者」金田一京助を紹介する『日本国語大辞典』の項目は、【近代史】【近代詩】【近代社会】【近代秀歌】【近代主義】【近代人】等の項の下の行に在り、【金田一】（語釈＝「姓氏の一つ」）の内の唯一の子見出しとして出ている。「言語学者、国語学者。文博。盛岡市出身。東京帝大言語学科卒。東大教授、国学院大学教授を歴任。昭和七年（一九三二）に『アイヌ叙事詩ユーカラの研究』によって学士院恩賜賞を受ける。学士院会員、国語審議会委員。昭和二九年文化勲章受章。アイヌ語研究の第一人者。著『アイヌの研究』『国語音韻論』など。明治一五～昭和四六年（一八八二～一九七一）」という記述には、虚飾の「辞書編纂」は当然ながら言及されていない。『広辞苑』の「言語学者。盛岡生れ。東大・国学院教授。アイヌ語・アイヌ文学の研究を開拓。石川啄木と親交があった。

著『ユーカラの研究』『国語音韻論』など。文化勲章。（二八八三）」は、年号を併記しない点が岩波書店の「進歩的文化人の発信地」の名声に似合い、同郷の歌人との交友関係を特筆した処も同辞書の文学的な趣向を現している。

『日本国語大辞典』の【近代性】【近代精神】【近代戦】【金田一】等の項の下の行に、【近代的】【近代都市】【近代の恋愛観】等に次いで【近代文学】が有る。「近代」関連の22語の中で最も長いこの項の■は、「《名》近代の文学。西洋ではルネサンス以後、特にフランス革命以後の、実証主義的、自我主義的傾向などの近代的精神に裏付けられた文学をいう。また、浪漫主義以後の文学をさす場合もある。日本では、普通、明治維新（一八六八年）以後の文学をいうが、特に西洋文学から学んだ新しい文学方法を提唱し、自覚された自我と社会との問題を描いた坪内逍遙や森鷗外、二葉亭四迷以後の文学をいう場合もある。また、人間や社会の現実をありのままに描こうとした自然主義文学以後をさす場合もある」と説明され、「新興文学の意義（1908）〈片上天弦〉三」「実朝（1943）〈小林秀雄〉」の用例が付いている。明治維新以後の日本文学とする通説は【近代】【近代史】の線引きと合致するが、より限定的な次の説は坪内逍遙の文学論『小説神髓』・長篇小説『一読三歎 当世書生氣質』で始まる。彼の小説家・劇作家・評論家・英文学者のこの2作が世に問うた1885年（後者は翌年に完結）は、明治の功臣・政界重鎮伊藤博文を首相とする日本初の内閣が誕生し、思想家・教育家福澤諭吉の「脱亜論」（『時事新報』3月16日の無署名社説）が発表された年である。二葉亭は坪内の勧めに由る『小説総論』（1886）に次いで長篇小説『浮雲』（1887～89）を発表し、彼と同じ小説家・翻訳家の森は1889、90年に訳詩集『於母影』、短篇小説「舞姫」を刊行したので、「森、二葉亭」は出世順に従わず坪内→二葉亭の繋がりをも考慮しなかった様である。逍遙・鷗外の「没理想論争」（1891～92）を思えば対立の両者を並べるのも面白いが、「小説改良」志向に駆られた80年代後半の新風は文学の本格

的な近代化と見て能<sup>よ</sup>かるう。

付記された最後の説の中の自然主義文学は『日本国語大辞典』の【自然主義】④で、「文学で、人間の生態や社会生活を直視して分析し、ありのままの現実を直視し、醜悪なものを避けず理想化を行わないで描写することを本旨とする思潮。自然科学の隆盛に刺激されて、一九世紀末にフランスのゾラを中心として起こり、モーパッサン、ゴンクール兄弟、ドーデらにうけつがれた。わが国には明治後期に伝わり、自己の内面的心理や動物的側面をありのままに告白したり、また、平凡な人生をあるがままに描写したりする行き方をとるに至った。代表的作家は田山花袋、島崎藤村、岩野泡鳴、徳田秋声、正宗白鳥など」と詳解されている。小説家花袋<sup>かたい</sup>の評論「露骨なる描写」(1904)を理論の先駆とするこの流派は、作家・詩人藤村の長篇『破戒』(1906)を皮切りに明治末期までの数年間に高揚を見せたが、用例の「平凡」(1907)〈二葉亭四迷二〉「東京日日新聞-明治四〇年(1907)一〇月一五日」は、【近代文学】■の初出より1年早いので時間的な倒錯を感じさせる。【近代文学】の■は「文芸雑誌。昭和二一年(一九四六)一月創刊。同三九年八月まで通巻一八五冊。創刊時の同人は、本多秋五・平野謙・埴谷雄高・佐々木基一・山室静・小田切秀雄ら七人。戦前のマルクス主義文学運動への反省と批判にもとづき、文学における功利主義の排除、人間性と文学の自律性の尊重、転向問題、文学者の戦争責任問題などの問題を提起し、戦後の民主主義文学運動に多大な影響を与えた」と言うが、時代・内容俱に「現代」が相応しいのに「近代」の名であり続けたのは概念への疑念を呼ぶ。【近代文学】の3通りは【現代】の2説併記よりも許容範囲が広いが、【現代文学】の「(《名》国文学史上、近世文学(江戸文学)に対して、明治維新以後の文学の称。また、明治以後の文学を明治大正文学とそれ以後の文学に分ち、特に大正末期以後昭和初期の文学をいう称。さらに第二次世界大戦後の文学を称することもある)」は、又もや3説を併記し主と為る方が【近代文学】の通念と重なる。唯

一の用例の出所「ネオヒューマンイズムの問題と文学(1933)〈三木清一〉」も、「現代」の常識的な解釈である戦後の方には対応していない。

文芸雑誌『近代文学』に関する『広辞苑』の紹介では、創設者は「荒正人・平野謙・埴谷雄高ら七人」と為っており、荒正人<sup>あらまさひと</sup>だけを落した『日本国語大辞典』の違いを浮彫にする。別項の【近代文学】は「ヨーロッパではルネサンス以後の文学、とりわけフランス革命以後(バルザック・トルストイなど)、中国では二〇世紀初めの文学革命以後(魯迅など)、日本では明治維新以後の文学」と単純に言い切るが、「現代文学」は立項されず「近代文学」との同一視を示唆している。「近代史」の項が無く【現代史】が「現代の歴史」の語釈のみであるのも、内部の不整合及び類書との不一致を顕著に現しているが、一連の異同の共存は熟語の「百花斉放、百家争鳴」を思い起させる。同辞書の【百花斉放】は「(種々の花が一斉に咲きそろう意)中国共産党のスローガン。科学・文化・芸術活動が自由・活発に行われること」、→で参照を指示した【百家争鳴】は「多くの学者が自由に自説を発表し論争すること。一九五六年に中国政府が“百花斉放<sup>ひゃっかっほう</sup>”と併せて提唱したが、その結果、共産党批判が起こったため、反右派闘争に転じた」と解説されている。『日本国語大辞典』では前者の語釈は「(《名》多くの花がいつせいに咲くこと。さまざまな学問・芸術が盛んにならび行なわれること。→百家争鳴)で、「マクナマス氏行状記(1957)〈吉田健一〉“そういう所の中だけは百花斉放、百家争鳴、中共どころの騒ぎではなかった”」等2点の用例が有る。後者の「(《名》多くの学者・文化人が、自説を自由に発表し論争すること。革命後の中国で、一九五六年、中国共産党に対する批判を広く党外に呼びかけ、のちの反右派闘争のきっかけとなった運動のスローガン」は、政府を提唱者とした『広辞苑』の説明より史実(党から呼び掛け)に合う。用例の「\*現代史の課題(1956)〈亀井勝一郎〉革命の動きをめぐって“中国で‘教条主義’と言ふとすぐ借用し、‘百家争鳴’と

言ふとそれを用ゐる” \*現代における自我(1959) 三 “中国での百家争鳴をはじめとする社会主義国間の共通の新しい動き”には、前出事項と関連する「現代史」「現代」及び『近代文学』の創設メンバーが出ているが、中国で言い出された年に日本で直ぐ借用された事は政治的な共鳴等の要素を超えて、国交断絶の中でも中共政権に目を配る日本の外来新語吸収の即時性を感じさせる。2番目の1959年の時点では「百家争鳴」は既に言論規制に由って新しい動きではなくなったが、中国の官・民の国語辞書では今もこの1対の熟語は大きく取り上げられている。

### 【百家争鳴】【造反有理】【文闘】が映す 日本の辞書への毛沢東時代の投影

『現代漢語詞典』の【百花齐放】は、①「各種鮮花一斉開放、形容繁榮の景象(種々の花が一斉に咲くこと。繁榮の有様を形容する)、②「比喩不同形式和風格的各種芸術作品自由發展」(異なる形式・風格の種々の芸術作品の自由な發展を喩える)の両義で、其々「祖国建設生機勃勃、～」(祖国の建設は生気が漲り、百花齐放の感が有る)、「提倡文艺創作～」(文芸の創作の百花齐放を提唱する)という用例が付いている。【百家争鳴】は①「春秋戦国時代、社会処於大變革時期、産生了各種思想流派、如儒、法、道、墨等、他們著書立說、互相論戰、形成了學術上的繁榮景象和論争風氣、後世稱為百家争鳴」(春秋・戦国時代に、社会は大變革の時期に在り、儒家・法家・道家・墨家等種々の思想流派が生れた。彼等は書を著し自説を公にし、論戰を交し、學術上の活況と論争の氣風を形成した。後世でこれを百家争鳴と称する)で始まるが、『漢語大詞典』で「清愈樾《春在堂隨筆》卷三」等の3点の出所が示されたこの意は、日本の両辞書では古層への深耕が足りない所為か語積・典拠に余り反映されていない。『漢語大詞典』の【百花齐放】も『日本国語大辞典』の原義・転義合併、漢籍欠落に対して、①「謂千百種花同時開放、争奇鬪艷。後借喻事物繁茂紛呈」[百

も千もの夥しい種類の花が一斉に咲き、妍を競い合うことを謂う。後に転じて、物事が複雑で入り乱れている様を喩える]が単独で設けられ、「清無名氏《帝城花様》自序」等3点の出処が挙げられている。②は「比喩芸術上不同形式和風格自由地發展。參見“百花齐放、百家争鳴”」(芸術に於いて異なる形式と風格が自由に發展することを喩える。「百花齐放、百家争鳴」を見よ)で、参照が指示された項(横組の直ぐ下)は「比喩芸術上不同的形式和風格的自由發展、科学上不同學派的自由論争。是中国共产党1956年提出的文艺方針」(芸術分野の異なる形式と風格の自由な發展、科学分野の異なる學派の自由な論争を喩える。中国共产党が1956年に提起した文艺の方針である)と説明され、「毛沢東《關於正確處理人民内部矛盾的問題》八」が唯一の用例と為る。

『現代漢語詞典』の【百家争鳴】②「見28頁【百花齐放、百家争鳴】」(28頁の【百花齐放、百家争鳴】を見よ)は、同じ見開きの左側の前頁の番号まで記した処が現代中国の辞書らしい流儀である。日本の駅内の道案内標識の高い密度は多くの外国人には親切過ぎる過保護の様に映るが、日本の辞書にも無いこの細かい配慮は元々中国で欠けている律儀さの所産ではなく、識字率が100年前の日本にも及ばない国情に対応する補助と捉えて差し支えない。その【百花齐放、百家争鳴】の項の解説は、「1956年中国共产党提出的促進芸術發展、科学進步和社会主義文化繁榮の方針。提倡在党的領導下、藝術上不同的形式和風格可以自由發展、科学上不同的學派可以自由論争」(1956年に中国共产党が提起した、藝術の發展、科学の進步と社会主義文化の繁榮を促進する方針。党の指導の下で、藝術分野の異なる形式と風格は自由に發展でき、科学分野の異なる學派は自由に論争できる、という旨の提言)である。【百花齐放】【百家争鳴】とは別に項を立てたのは党の方針を尊ぶ官製辞書の特別扱いで、当の方針も党の指導下を自由許容の前提とし分野を芸術・科学に限定している。党の意思に合わない思想・言論に対する不寛容は翌年の「反右派闘争」で鮮明と成ったが、『日本

『国語大辞典』では【百家争鳴】の語釈中のこの固有名詞は立項されておらず、未習単語を使いながら意味を示さない教科書のような割り切れなさを残している。対して『広辞苑』には【反右派闘争】の項があり、「中国で、一九五七年、民主諸党派や文化・教育界などを中心起こった体制批判を、ブルジョア右派思想として追及し、多くの知識人たちの追放した闘争。七八年“右派分子”の大部分が名誉回復、行き過ぎの誤りが認められた」と紹介されている。552 973人の「右派分子」の略全員（運動を正当化する為96人が改正されず）<sup>20)</sup>の名誉回復は、実際には78、79年の党中央通達に従って79～80年に行われたのであるが、細かい出入りは兎も角毛沢東の本格的な独裁の起点に光を当てた事で意義が有る。中型辞書にも入ったこの項の未収を「超弩級」辞書の不備と断じるのは酷かも知れないが、中共政権関連の他項目の記述にも看過できない誤りが色々見られる。

日本の国語辞書に現れる毛沢東時代の投影や彷彿う毛沢東の亡霊として、「文革」中「革命造反派」の含言葉と為る「造反有理」及び「造反」を先ず挙げたい。『広辞苑』の語釈は其々「(毛沢東の言)体制や権力に逆らうのには、それなりの道理がある、ということ」,「(中国で謀反<sup>むほん</sup>の意。文化大革命以降、日本でも一般化した語)体制・権威にたてつき、反逆すること」である。『日本国語大辞典』では4字熟語の方は、「(《名》)反逆には道理がある、という意味。一九三九年毛沢東が演説で初めて用いたことば。文化大革命でのスローガン」と説明され、構成要素を為す2字は「(《名》) ① (中国で、謀反「むほん」の意) 民衆の、やむにやまれぬ反逆の意。文化大革命(一九六六～六九)以後多用された。② 転じて、一般的に反抗、反逆すること」の両義で、後者に用例の「夢の浮橋(1970)〈倉橋由美子〉雲の峰“おやじの酔態を造反的な目つきでみている”」が付くが、非の打ち処が無い『広辞苑』の解説に対して偏頗や誤謬が目に見える。民衆を主体とし抑圧への反抗を強調する①の解釈は毛の「造反」観を鵜呑みにした感が有り、『現代漢語詞典』の【造反】の「(國) 發動叛

乱；採取反抗行動」(國) 叛乱を起す。反抗の行動を取る」と比べて中立性が欠ける。『漢語大詞典』の項(語釈は上記に同じ、但し「;」は「,」)で示された「《前漢書平話》卷上」明沈德符《野獲編・叛賊・妖人趙古元》等の出典(3点)も無い為、①は古代漢語には無く②と同じ和製であるという錯覚を与えかねない。1960年代末の大学紛争で急進派学生組織はこれを東京大学の正門に毛の肖像画と共に掲げた<sup>21)</sup>が、紅衛兵気取りの彼等が当局に鎮圧された翌年の上記用例の矮小化は象徴的な意味を持つ。警視庁機動隊が学生に由る安田講堂の占拠を強行解除した「東大落城」(1969.1.18～19)の年は、中国では毛沢東・林彪体制を再確認する中共第9回党大会(4.1～24)開催の節目に当るが、この政治行事は「文革」前期と中期(～次回党大会「1973.8.24～28」)との区切りに過ぎない。

同じ『日本国語大辞典』の【文化大革命】は冒頭で、「一九六六～七六年、中華人民共和国で、毛沢東自身の主導の下に紅衛兵を動員し、既成価値のすべてを変革することを目的として行なわれた全国的な革命運動」としたので、【造反】の中の「文化大革命(一九六六～六九)」は明らかに致命的な誤記である。『広辞苑』の同項目は「一九六六年に始まる中国の政治・思想・文化闘争。毛沢東・林彪<sup>りんびょう</sup>らを主導者とし、大衆を直接組織することによって、党・行政機関の実権を劉少奇から奪った。その極左的傾向が弊害を生み、毛沢東の死後、江青らいわゆる四人組が責任者として逮捕され、七七年終了が宣言された。文革」と纏めており、第11回党大会(77.8.12～18)での宣言は一層69年終結説の史実との乖離を際立たせる。『日本国語大辞典』の解説は続いて、「中国共産党中央委総会の『プロレタリア文化大革命に関する決定』に基づいて進められ、実権派である劉少奇に代表される党、政府機関及び学界を修正主義路線と決めつけてこれを打倒した。文闘は武闘に発展して一般人にも多くの死者を出し、その後の中国社会に深刻な傷を残した。六九年革命の勝利が宣言されたが、七六年毛沢東の死を機に江青ら“四



人組”が逮捕され、終息した。八〇年代以降、この革命を“重大な誤り”として全面否定。正式名はプロレタリア文化大革命。文革」と言う。政治運動・闘争を「革命運動」「革命」と表した処も文革派寄りの感じがするし、その時代の「文闘・武闘」の原語引用も対象と左程距離を取っていない様な印象を受ける。『広辞苑』にも有る「武闘」(=「武力でたたかうこと。―派」)は、『日本国語大辞典』では「(名) 武力や腕力をもって相手とあらしい戦うこと。“武闘路線”と説明・例示されている。【文闘】は「(名) 武力や腕力などの実力を使わないで、文章や口頭で相手と争い闘うこと」は、【武闘】の「あらしい戦う」の表記との非整合が性質の違いを思わせて味が深い。『広辞苑』では「たたかう」と書く【武闘】の項が有る反面「文闘」は無い。挙例の「武闘派」が自民党の政治家に輩出して来た実情を思えば必然性も有ろうが、中国でも死語化したこの言葉を拾った事は「文革」に引き摺られた側面も感じる。

俱に【文化大革命】の語釈に出た「四人組」は『広辞苑』では立項されている(=「中国で、一九六六～七六年の文化大革命の時期に権力を振った江青・王洪文・張春橋・姚文元の称。七六年毛沢東の死後逮捕され、裁判で死刑・無期懲役などの判決を受ける」)が、『日本国語大辞典』では重要視されていない為か「反右派闘争」と同じく漏れている。代りに有る【江青】の「中華人民共和国の政治家。山東省出身。もと藍蘋の芸名で上海の演劇界に活躍した女優。一九三九年毛沢東と結婚。江青と改名し、魯迅芸術学院の教授となる。六六年文化大革命で権勢を振ったが、毛の死後、四人組の一人として逮捕され死刑判決を受けた。獄中で自殺。(一九一三～九一)」は、毛と結婚した時期(1938. 11. 20)も生年(1914)も自殺の場所(病気治療の為の仮出所中の住まい)も間違っている(『人民日報』91年6月5日の死亡記事に「在北京她的居住地自殺身亡」[北京に在る彼女の居住地で自殺し死亡した]と明記してある)し、教師を務めた魯迅芸術学院(延安、38年設立)には教授の職名は存在しないので誤解を招

き易い(同辞書の【教授】は「(名) ① [―する] 学問や技芸などを継続的、組織的に教えること。また、その人。② 大学や高等専門学校、旧制高等学校などの教員の職階の最高位。また、その人」の両義で、「史記-仲尼弟子伝」を典拠とした①の「その人」には当て嵌れるが、『広辞苑』の「① 学術・技芸などを教えること。養護・訓練とならぶ教育上の基本的な活動・作用」には担当者の意が無く、「② 大学・高等専門学校などの高等教育機関で、専門の学術・技芸を研究し教える人。その官名または職名。“医学部―”は上記②に当る)。次の項は皮肉にも【考正】(語釈 = 「(名) 誤りをしらべ正すこと。考訂」)であり、唯一付された漢籍出典(和文用例無し)の「孔子家語-本姓解 “論百家之遺記、考正其義、”」は、上の行に項が有る「孔聖」(語釈 = 「(名) 孔子を敬っていう語」)所縁の言である。同じ山東省出身の孔子の教えに沿う考正の1環として『広辞苑』の同項目と照合した処、毛沢東時代関連の立項・解説が『日本国語大辞典』に勝る印象は変わらないものの、目を疑う様な単純過誤(中国流では「低級錯誤」)に出会してしう。

その「(Jiang Qing) 中国の政治家。本名、李進。山東諸城の人。一九三〇年代上海の新劇界で活躍。三九年毛沢東と結婚。文化大革命で台頭。七六年、毛沢東の死後逮捕され、無期懲役で服役中、自殺。二九四四は、原語の発音表記や生地(2級行政区)名の明記は丁寧で末路に関する1文は絶妙と言える。「林彪・江青反革命集団」に対する最高人民法院(最高裁)特別法廷の裁判(1980. 11. 20~81. 1. 25)で下された判決は、単なる「死刑」とは決定的に違う「死刑、緩期兩年執行」(死刑、執行猶予2年)である。この中共政権下の独特の量刑は『現代漢語詞典』の【死緩】の項で、「(判) 処死刑同時宣告緩期二年執行の略語。到期後、根拠罪犯在死緩期の悔改表現、決定執行死刑或減刑」(判死刑判決と共に執行猶予2年付きを言い渡すことの略語。期限満了後、執行猶予期間中の犯人の悔悟・改心の現れに基づいて、死刑を執行するか減刑するかを決め

る)と解説されている。江青は「4人組」の「軍師」理論家張春橋と共に1983年に無期懲役に減刑されたので、8年後の絶命を無期懲役服役中の自殺とした言い回しは『日本国語大辞典』の語弊を回避している。日本では死刑判決確定の日から6ヵ月以内に法務大臣が執行を命令しなければならず、又当該命令から5日以内に執行しなければ成らない、と現行の新「刑事訴訟法」(1948年制定、翌年実施)475条2項、476条で規定されているにも拘らず、法務大臣が宗教的な信条や個人的な心情によって決済の署名を拒む事も有って、1960年以来その通りに執行された例が無く大量の未決死刑囚の長期に亘る延命が常態化して来た。『日本国語大辞典』の【近代国家】の定義には「原則として法治主義をと」と有るが、法の番人が法を遵守しない恣意な不作為は前近代的な「人治」と呼ぶべきであろうか。【法治】の直ぐ前の【放置】(語釈=「《名》施すべき処置をしないでそのままにしておくこと。また、おきっぱなしにしておくこと。放擲」, 用例=「舍密開宗 [1837-47] 内・一六・二七二」等3点)は、法治国家の建前を蔑ろにする権力者の法的な義務に反した放擲への諷刺にも成って来る。法治整備でも途上国の域を出ていない中国では逆に然様の事は考え難く、猶予付きの無い極刑が確定した後は何年も死刑囚を生かして行く例が無いが、制度・経緯を知らない日本人は『日本国語大辞典』の上記文言から、減刑後の江青は日中戦争と同じ8年間に亘って死刑囚の儘でいたと勘違いするかも知れない。『広辞苑』ではこの点や生年等を正しく把握しており自殺の場所に触れる蛇足も添えなかったが、39年毛・江結婚説で同じ瑕疵を残し別名の李進を本名とした誤認は致命傷に近い。

#### 注

- 20) 「揭秘五位終生不予改正的中央級“右派”」, 鳳凰網, 2012年4月12日。  
 21) 佐々淳行『東大落城 安田講堂攻防七十二時間』, 文藝春秋, 1993年, 147頁。

#### 附記

本論文の第1・2部分は、『立命館国際関係』28巻3・4号(2016年2・3月)に掲載されている。第3部分も同年に執筆したので、文中の『広辞苑』は冒頭で断った様に当時の現行版を指す。最新の第7版(2018)では江青の毛沢東と結婚した時期は「三八年」と是正され、「一九三〇年代上海新劇界で活躍」は「一九三〇年代に女優として上海で活躍」と改められ、映画出演の実績も反映されるに至ったが、加筆の「芸名、藍蘋」の前の「本名、李進」は旧態依然である。『岩波現代中国事典』(天児慧・石原亨一・朱建榮・辻康吾・菱田雅晴・村田雄二郎編, 岩波書店, 1999)の【江青】の項(執筆=高橋祐三)では、「38年に毛沢東と結婚」と正確に記してある。中国の公式報道や事典等の書籍に対する調査・参照の不十分はともかく、同じ出版社の現代中国専門の事典が参考・照合に生かされていないのは不思議である。尤も当該分野で権威度が高い同事典の説明中、「1915~91.5.14」の生年も「本名李進, 字は雲鶴」も誤りである。『広辞苑』の改版は約10年後に予定され、『日本国語大辞典』新版も大体同じ時期に生れようが、情報閉鎖の中国でも江青失脚(1976)後から周知の事実と為って来たので、本名や最後の結婚の時期の正しい記載が半世紀も出来損なっている状況は、現代中国に対する日本各界の理解不足を物語っている。

『広辞苑』最新版の類似の改訂には、蒋介石夫人宋美齡の生年を1901年から1897年に改め、歴史家・北京大学副学長翦伯贊(1898~1968)の「文革で批判され窮死」の「窮死」を「自殺」に変えたものもある。中国の定説に統一した記述は宋の記録的な享年105(2003年逝去)と、「文革」に由る迫害死の中で有名な翦夫妻の自殺を認識させて有益である。翻って、『岩波現代中国事典』の【宋美齡】(執筆=土田哲夫)の出生時期は「1901.3.14」と為っており、【翦伯贊】(執筆=並木頼寿)の「文革」では、その史料重視の“歴史主義”, 持論であった“譲歩政策論”(農民戦争後に成立する新王朝が農民への譲歩政策をとることで歴史が進歩してきたとする)などが激しく攻撃され、さらに抗日戦争中に蒋介石に協力したなどの過去が追及され、夫と共に窮死も、折角の詳述の中の「窮死」(『広辞苑』の語釈=「窮迫して死ぬこと。生活難や病苦などで死ぬこと)は瑕疵である。

## National Character of Japan and China as Depicted in Dictionaries (III)

KA Go<sup>i</sup>

**Abstract** : In this paper the author compares similarities and differences between Chinese and Japanese society, history, ways of thinking and manners of behaviour based on analyzing words in authoritative dictionaries of Chinese and Japanese language. Two previous papers by the author have been published in *Ritsumeikan Kokusai Kenkyu*, vol. 28, no. 3 and no. 4, 2016. Investigations of words such as “empire”, “emperor of Japan”, “modern times” and “recent times” show the co-existence of Confucianism and Buddhism as an ethos during the Meiji reformation of Japan. In Japanese dictionaries the explanations of these words reflect diversity and individuals of historical views as well as ambiguities of expression. Further investigation of political terms like “contention of a hundred schools of thought” and “right to rebel against reactionaries” reveals a lot of modern Chinese vocabulary and the influence of the Mao Zedong era in Japanese dictionaries.

**Keywords** : national character, China, Japan, dictionary, language, society, history, Mao Zedong era

---

i Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University